

ということとはつきりうたつてない。ここに非常に疑義があるのではないか、こういうふうに考えますが、これはどういふことになるのでしょうか。運営上これはまた政令で特にどういふふうにお取り扱いになるのですか、一応これをお伺いしたいと思ひます。

○川上政府委員 実はこの問題につきましては、われわれ政府事務当局の内部におきましていろいろ議論がありまして、たゞそれから本末営業業者でないもの、たとえば国とかあるいは地方団体とか、そういうふうなものにつきましての設備の新設を押えるというふうな問題が出てきはないだろうかというふうな問題が出てきて、法律論的にいいますと、いろいろな問題があるのではないかと、それよりもやはりこの五十六条によりまして、設備の使用制限という点に對して規制命令を出すというふうなことで、この新設許可にかつて十分でないかというふうな議論が出てきて、この問題については、先ほど申しましたようにいろいろの問題が検討されたのですが、そういうことで全面的にいけるのではないかと、やめたといふようなことになっておるわけでございます。先ほど申しましたように、どうも営業許可というふうなことにこの問題は通じてきはせぬかというふうな問題が出てきて、現在安定

法の二十九条の二では認められておるけれども、やはりこの問題についていろいろ疑問があるというふうなことで、政府内部でいろいろ意見がありまして、それにかえてこの使用制限という点で十分いけるんじゃないかというふうなことで、実はそういうふうなことになったわけでございます。私自身としましてはこの問題については、果してそれがいいかどうかという点については、実は疑問を持っておりまして、いろいろな法制局と相談しておる最中に、そういう問題が起きてきて、かような次第になったわけでございます。

○阿左美委員 営業許可というふうなことのためにそういうことができないか、たゞこの法律を事務当局でいろいろ検討しております間に、安定法の二十九条の二の命令というものはどうも少し問題があるんじゃないかというふうな議論が実は出てきて、こういうことになったわけでございます。私どもの方といたしましては現在すでに認められておるものをやめるというのはいかにかかといふような疑問も実は持つておりますので、この問題につきましては委員会におきまして御検討していただきたいと思つております。私どもの方としましては、これはやはり抜いて、現在この法律案に載つておりますような使用制限といふことだけでいいのじゃないかといふふうに考えましたので、さう御承知願ひたいと思ひます。

○水田國務大臣 調整が行われておる期間に限つて新規設備の制限をするくらいのことではなければ、実際に調整が有効にできないだらうと私も私も考えておつて、その点は部内で非常に議論したところでございます。ただ問題は、この団体の精神が、不況時に中小企業が自立的に事態の克服ができるような組織力を持てるかといふところにこの法律の重点があり、全体的にそういう線で一応は貫きたい。それだけでなく、これが営業権の制限だとか加入命令についても法律上のいろいろな問題が出てくるので、それから官制になる危険性がないかといふようなこの法案に伴つて相当心配された意見が出ておるときでございますので、営業の制限というふうな色彩はできるだけこの際は取つた方がいい。そうして実際に調整事業を必要とするような事態のときには、実際問題として工場を作ろうとか設備をしようといふような意欲は普通ならいはずでございますので、たまたまそういうのがあつても使用の制限というふうなことで調整がとれるだらう。法律的にいろいろ疑義を残す問題は、この際できるだけこの団体法で避けて、本来の目的の線を貫くことに重点を置きたい、こういう氣持で、今長官から説明されたような経過で、さういふふうになつたのですが、私たち自身もやはりあなたのおっしゃるところまでいく方がこの効果を上げるのじゃないかといふ問題は考えております。十分の自信はございませんが、立法の過程でさういふふうになつたといふふうに御承知願ひたいと思ひます。

○阿左美委員 私はどうしてもこの新規設備制限をしなかったならば過当競争は免れないと考えるのでございませう。御承知の通り繊維工業設備臨時措置法によりまして、現在稼働している機械を国も業者も廃棄して買ひ上げて、新しい設備を認めることはどうしても納得がいかない。これなりこの法案を通すと非常に疑義が起るのではないかと考えますので、もし委員会においてこれを修正いたしましたならば、政府におきましてはどういふふうにお扱いいただけますか。

○水田國務大臣 すでに安定法において、そこまでは踏み切りをつけておつた問題でありますので、やはり営業の禁止ではなくて調整期間、一定の期間中にだけ限つた措置としてどうしても必要だといふようなことが委員会に決定されるというときには、政府はこれに異存はないつもりでございます。

○阿左美委員 ある程度納得をいたしたわけでありまして、この中小企業対策は中小業者そのものの結束だと思つて、ばらばらで結束できないところ、に施策を講ずることはできない。金融の道をつけるとしても業者の一致しないところにはその対策はないのであります。中小企業としても結束ができれば方法はあります。さういふ点から考えてみまして、どうしても強制的加入が必要ではないか。われわれが長い期間組合の経営に悩んでゐるのは、業者そのものが結束をしない、勝手なことを言つてゐるということなんです。結局アウトサイダーにいた方が實際は利益です。まじめな業者が結束してふまじめな者がアウトサイダーになつてゐるのが現状なんです。

て、そういうことからまじめな者がな
くればアウトサイダーも経営は成り
立たないのでありますけれども、まじ
めな者が簡便になってアウトサイダー
が栄えるというのが現状であります。
そういうような点から考えてみます
と、中小企業は一致して団結するこ
とがすべての対策の根本になると思
います。これは強制加入は避けられ
ない。私は約四十年組合の経営に当
たりまして、組合員に対するところの
悩みを知っております。決して私の言
うことは空論でもなければ理想でも
ない。現実には組合を経営していく上
に非常に困っていることは、組合が
一致して経済行為を行うことができ
ないところに悩みがあるのです。これ
えでなければいかなる対策も方法も
ありません。金を借り入れるといたし
ても、結果として資金を求めらば資
金は幾らでも得られるのであります。
ところが都合のいいときには加入し
て都合の悪いときには脱退をするとい
うことだったら、いかなる人が経営に
当りましてこれは不可能だと思われ
ざるを得ない。むしろ私は加入する
ことよりも脱退を防ぐということ、
これはまじめな人が加入したとして
も、やはりまじめな人がアウトサ
イダーにおいて勝手なことをやる
ことにならば、やはりまたそれに
ついて、まじめな人も脱退するとい
うことになる。これではいつにな
っても、組合の運営というものはま
じめに経営ができません。むしろ私
は、脱退者を防ぐかということと思
うのです。脱退者を防ぐかというこ
とは、結局強制加入において、全部
の人が一致して組合を作ることにな

かったならば、これはどうにもなら
ぬ。自主的に、強制でなくして一致
することができ得るならば、これはど
けつこうなことではないのです。しか
しながら現在の中小企業におきまし
ては、やはりそういうわけには参りま
せん。ある程度の強制を加えたり法
の保障がなかったならば、一致した
行動はとり得ないのであります。か
ら、どうしても私はこの強制加入とい
うことは必要だと思つてございま
す。それで確実なる団体を作つて、
中小企業といつたにしても必ず生き
る道はあると思つて。そしてやはり
ある程度の生産の調節をしなかつた
ならば、現在のように過当競争で、利
益のないためにやむを得ず増産する
というような傾向に於ては、中小企
業が浮べないというところは当然の
ことです。そういうようなことを考
えてみますと、私は現在のこの団体
法は、非常によく研究してきておる
と思ふ。なかなかよいところをつか
んで、この線によってやはり業者が
結束して共同の行為を行つたならば、
完全な生き残る道があるのではない
か、またそういうふうな経済行為が
行へるというこゝに資金におきま
して、方法はあると思ふ。また
援助の道もあると思ふ。現在のよ
うな中小企業の実態においては、い
かにしても国の施策を講ずる道は
ないと思ふ。まづもって完全なる
組合を作つて、それが共同の、一致
したところの経済行為を行うこと
の上において、施策を講ずるとい
うことになれば、必ず生きる道が
あると私は信ずるのでございま

す。そこで団体交渉についてござい
ますが、これはなかなかむずかしい
ことだと思つて、私も長年この団
体交渉という線においては、いろいろ
扱つてみたのでございませう。こ
れはなかなか簡単にいけません。
とにかく相手がお得意様でござい
ます。商行為でございませう。それ
を団体交渉によつて解決するとい
うことは、なかなか不可能だと思
つて。むしろこの団体交渉よりも、
組合の組織を健全にするといふこ
との方が先であつて、組合の組織
が健全であるならば、そしてそ
う必要以上の生産をしなかつた
ならば、やはり相当に製品の販
路はあると思つて。しかし不当な
ところの生産をして、それを団体
交渉で解決しようといつても、そ
れは少し無理ではないか、こ
ういふふうに考へるのでありま
して、私も今までもいふん交渉
はして見ましたけれども、何回
交渉しても、やはり実績を上げた
ことはなし。結局こちらの方の
言ひ分を通しますと、あなたの方
の品物は一応扱われない、こ
ういふことになる。扱わな
ければこつちには困る。そ
ういふような点に對しまして、私は一つ社会
党の、団体交渉に對するところ
の御意見を承りたい。この社会
党でございませう。これを
見ますと、強制加入は好ま
しく、こゝろいふ御意見で、
すべての解決を団体交渉にお
いて解決をする、裁定にお
いてこれをやる、こゝろいふ御
意見でございませう。こ
の方法において中小企業の
すべての解決ができ得ると考
へて、こゝろいふ方法において
これを

解決なさるか、一応御説明を願
ひたいと思つて。○春日委員 私
どもの組織法案によりまして、こ
の協同組合が団体交渉をなし得
る場合を、あらゆる場合を想定
いたして規定をいたしてあるわけ
であります。これを抽出して申し
上げますと、まず交渉の主体とな
り得るものは、事業調整協同組合、こ
れは二十七条の六、七であります。
それから同連合会、それから事業
協同組合並びに同連合会、勤労
事業協同組合、こゝろいふもの
が団体交渉の主体となり得るの
であります。なお承諾義務のある
相手方についてあります。これは
政府案と違ひまして、組合員と
取引関係のある業者またはその
団体、一切のものを対象とし得
るという形に相なつてゐるわけ
であります。それから相手方に対
する承諾義務を、私どもの方は
百一条の二項におきまして、一
切の取引条件について行つことが
できる、こゝろいふ規定を行な
つてゐるわけでありま
す。これは、政府案と違ひますと
ころは、組合が相手方に示した
調整規程、またその案にか
かる調整事業に關しては、政府
案は二十八条で交渉ができ
ると、交渉内容を限定してゐる
わけでありま
す。それからなお、交渉に對
して相手方とすべき措置とい
ふこの点につきましては、政府
案は誠意を以てといふわけで、
その誠意の限界といふものの具
体的な明示がありません。私
どもは百二条におきまして、相
手方は正当な理由がないのに拒
否することのできない、承諾を
厳格に義務づけてゐるわけであ
ります。従ひまして、この交渉
のプロポーズをいたしました
からには、相手はやはりこれに對
して

承諾をしなければならぬとい
う、こゝろいふ関係で、非常に
権威が高められてゐるわけであ
ります。こゝろいふような関係に
法律の構成は相なつてゐるわけ
であります。具体的な一つの手
続措置をいたしましては、個々
の経済ケースによる交渉でござ
いませう。こゝろいふ話に妥
結いたしませんときには、やは
りこの法律に準拠いたしまして、
相手に法律に基いての申し込
みを行なつて、その場合相手
がそれに承諾をし、なお申し
込み条件について交渉の結果、
妥結いたしますればそれはけ
つこうであります。一方も
しくは双方の申し立てにより
まして、組合に加盟していただく
ことを要求する場合も、ある
いはまたその調整規程に對
して服従をいたしたくことを
要求する場合にいたしたく
を、これはその次の機関であ
ります。中小企業調整委員会に
調停の申請を行つたわけであ
ります。こゝろいふと、この調
停委員会、やはり国家的な機
關の性格を帯びておまして、
中小企業者と学識経験者、労働
者と消費者、この四者構成に
なりまして、公正なる立場
から両方の意見を聞くのであ
ります。こゝろいふ場合、当
然委曲を盡し、かつ実情をつ
まびらかにして両方からその
意見が出され、そしてこゝろ
いふ國家機關は第三者的公正
なる立場において調停の努力
をいたします。それでその調
停あつせんをいたした結果、
双方の歩み寄りができて妥
結いたしますればそれで最終
的解決ははかり得るわけであ
ります。これは私は相当重視
してゐるべき事柄であらうと
存するのであります。すなわ
ち國家の立場で、公正なる
立場で、その調停の申請を行
なつた双方

に対してそれぞれの調停の努力が払われるということであり、その調停の結果、なお満足すべき妥結点に到達いたしません場合には、上部機関とでも申しましようか、この際さらに上告という形をとって、調停委員会に対して裁定の申請を行うことができるという形に相なるわけであり、そうしますと仲裁裁定委員会をこれを再審いたしまして、今までの調停の努力とはさらに一段高い角度から、すなわち結論的な勧告を行なっていく。裁判所の判決のような、どちらが正しいかという立場に立つて、かくあるべしという裁定を下す。その裁定こそは一つの有権的な効力を持つという形になり、法律ではこれは民事契約が成立したものとみなす、こういう形で取扱いをいたしておるわけであり、そういうわけであり、政府案ではただ単に団体の六十条で職権というものをいっておられますけれども、これは一方的に官がその当事者の意見を聞くにとどまるのでありまして、これを公正なる立場からいろいろと批判検討する機会もありませんし、また職権そのものはそういう意味と目的を持っていないという様子であります。第三者が話を妥結に持つていくための努力を払って行く。しかもそれが国家的規模においてその努力がなされていくというところは、正しい主張に国家がくみついていくという意味で私は問題の紛争を解決するために資するところが非常に強いのではないかと考えておるわけであり、なおその場合、両当事者の意見が十二分に反映でき、主張し得る場所がそこに確保される。こういうところに特別な意義があるとお考え下さい。

まして、すなわち、言いたいところを十分言い尽せるのでありまして、そこで言いたいことを言ってしまう、なおかつその状態において国家機関から仲裁の努力あるいは裁定が下されるという形になりますれば、示談、懇談という形を通じて納得の結果に到達し得る可能性が大にあるという、こういう工合にこの手続をとりますれば、民主的な手法によって事ごとの団体交渉について相当効果がある措置がとれる、かくのごとく考えるわけであり、

○小平(久)委員 今御発言の社会党案の調停ないしは裁定、裁定が下れば団体協約の認証を受けたものとみなす二百二十四条にあります。ところが百二十五条によると、「裁定に不服のある当事者又は利害関係人は、中小企業調整委員会に異議の申立をすることができ」と書いてあります。これはどういう関係になりますか。今の御説明からいって、裁定があればそれが最終的であるかのごとき御説明だが、百二十五条によると、さらに異議の申し立てができる、申し立てをどう扱うかというところは一向規定がないようですが、どういうことになりますか。

○春日委員 実はそれは正誤表で訂正してあるのであります。第百二十五条は「本章の規定による中小企業調整委員会の裁定に不服のある当事者」というのは「本章の規定による地方中小企業調整委員会の裁定に不服のある当事者又は利害関係人は、中央中小企業調整委員会に異議の申立をすることができ」という工合に正誤表で訂正してあると存じます。すなわち、中央地方に労働委員会と同じような構成で、地方調整委員会、中央調整委員会とその機関が二つ持たれるわけであり、

従いましてこの場合は最初から裁定の申請もできます。しかしまず第一段階として調停の申請を行い、その調停が妥結しない場合は、その同一機関に裁定の申請を行うこともできるわけであり、さらに御質問のありました点は、地方の調停委員会において満足すべき裁定が行われない場合におきましては、これを中央機関に上告すること、これはミスマッチに相なっております。これは御了解願いたいと思っております。

○小平(久)委員 それから調停をする機関と裁定をする機関はひとしく調整委員会なのですか。

○春日委員 そうです。これは調停の過程を経てから裁定の申請ができる、こういう工合になっておりません。いきなり裁定に持つていくこともできます。これは百二十一条でいきなり裁定の申請を行うこともできますし、いきなり裁定を望まないで、この機関によって両者の話し合いを十分尽くしたい、かくのごとく双方あるいはまた一方の当事者が考えます場合は、調停の道を選ぶこともできます。これは労働関係調整法とはその趣きを異にいたしておるわけであり、

○阿左美委員 百一条に「代表者又は組合の委任を受けた者」とあります。これは別に人数も制限はしてないようでございますが、委任を受ければ何人でもその交渉に当って差しつかえないと考えてよろしいのですか。

○春日委員 これは一昨日の御質問にもお答えしたところでございますが、

すが、いずれにいたしましても法律に規定しております通り、第一義的には組合の者が交渉に当る、こういうことであります。それからその当事者だけでは事欠く場合があります。たとえば経済問題でありますから、商法だとかその他関係法律の関連におきましてよく事情を知っておらなければ適切な交渉を行うことができないような場合も想像されるわけであり、またこれが府県一単位の調整組合というような場合には、その当事者間だけで話し合うよりも、上部団体である連合会の参画を得て話し合いをした方が、全国的規模において適切な結論が得られるような場合も想定されます。従って特に学識経験者を必要とする場合、あるいは上部団体の参加を得た方が問題解決のために資するところが多からうと考えられる場合、さまざまな機会を想定してこういう規定を行なっておるわけであり、しかしながら御指摘のありましたような何十人でもというようなことを、全然考えておりません。あくまでもこれは自主共同の団体活動によって問題の解決に進むというのでありますから、人数につきましては別に制限しなくとも、慣習上中小企業者のいろいろな性格から考えまして、相手に脅威を与えるような形において交渉がまわること想定しておりませんし、あるいはそういうような形をもって交渉に臨むというところは、これはすなわち相手に脅威を感じるから、圧迫を感じるから交渉には応じないという、いわゆる義務応諾の条項をみずからこわしてかかっているような形になりますので、そういう他人数が相手に示威的な形でもって交渉する、

そういうことは全然あり得ないものと考えておるわけであり、

○阿左美委員 私は、この団体交渉に当りまして、最後の裁定を得るまでの期間は相当の期間が必要ではないかと思っております。そういうことになり、現在の中小企業の経済状況では、そういう期間を待つわけにはいかない。たとえば現在、こういうことになっております。私も組合交渉として、各商社に交渉に当りますことは取引の手形の期間でございます。大体において手形というものは、常識的に六十日というものが原則になっておるのであります。ぜひその手形期間は六十日にしてもいいというところを全国の商社に向って交渉した例は幾多あるものであります。そういったこと、幹部は大体においていろいろ現在の中小企業の立場、また金融事情を申し上げますと承るのであります。なるべく御期待に沿うようにいたします。という一応の返事は得られるのであります。ところが担当者になり、と、幹部が何と言おうが、われわれはある一定の資金を与えられて商売をしておるのだから、もしそういうことであれば扱いを半減するとか、三分の一にする以外には道はないのだ、こういうので絶対に応じない。そういうことになり、あなたの商品はどうも買入れを中止する以外に道はない、こういうふうにならざるを得ません。そういったしますとやむを得ませんからその悪条件に従わざるを得ない、こういうことになりまして、泣く泣くやほりその条件に従って取引をしておるのが現状なのであります。そういうわけで、何ゆえにそれに従わなければならないか

という、手形を発行しておりますからその商品をかきいて、その代金においてその手形を落さなければ手をおけることになりません。手をあげては大へんですから、やはりその悪条件に従わざるを得ない。こういうことになるのでございまして、どうも社会党の案において団体交渉が長引いたりすると倒産をしなくちゃならないのですが、これはどういたすのでありますか。

○春日委員 ただいま阿左美さんの御質問であります。団体交渉によつて、あるいは組合交渉によつて大企業がその下請企業に対してしつぱい返しの報復措置を講ずるおそれがある、この点につきましては、政府案も社会党案も同様のおそれなしとは断じがたいのであります。この点につきましましては、私もこの法律の第二条におきまして、この法律の結果をうけしつぱい返しを行うような大企業あるいは当事者に対しては、これは明らかにこの法律の効果を阻害する行為でありますから、これは中小企業の組織化と経営の合理化との促進を阻害するもの、そういったしまして国家は積極的な措置をとるべきものであります。これはやはりそれぞれの法律を施行いたしております過程において、そういう弊害が著しく中小企業の組織化あるいは団体交渉を阻害するということになる形になりますれば、それに対する適正な措置もおのずから必要になつてくるのではないかと。この点は、政府案も社会党案も同じような問題について、やはり注意を払わなければならぬと存するのであります。

それから同時に今御指摘になりました

たタイミングの問題であります。経済は絶えず流動転変をいたしております。こういうような場合に、交渉をしてもなかなか結論が得られない、仲裁だ、裁定だということと時間をかけているうちに問題が解決してしまつたり、あるいはその効果を失うという場合も想定されるわけでありまして、私も社会党案におきましては、中央と地方にこういう国家的性格を持ちまする機関を設置するわけでありまして、現在安定法による調整組合がいろいろの措置を講じておりますが、これは中央に一機関があるだけであります。そういういたしますと、わが国における経済現象の万般の事柄を、ことごとくこの機関において取り扱わなければならないわけでありまして、審判を開始し、審判を行つては非常に時間がかかるわけでありまして、ところが私どもの組織法によりまして、中央地方に、一道二府四十三県にこれを置くわけでありまして、従ひましてその府県においてむしろその事務局の活動が開始されるわけでありまして、これは非常に能動的にその取扱ひが行い得るわけでありまして、現在たとえば労働関係調整法等におきまして、労働問題について相当の紛争が起きますけれどもこれがことごとく能動的に、効率高く処理されていく事例にかんがみましても、私は今回の社会党案によりますれば的確に、タイミングの問題の処理がなし得る、そういう能力をこの事務局は持ち得るものと考へておりますし、なお今後具体的にこういう機関を持ちます場合、そういうような実情に即して得るような規模と構想で事務局が構成されますれば、すなわち国の予算が相

当計上されてそういう機動力を確保するような措置をとりますれば、御心配になるようなことはないと考へておる次第であります。しかし政府案によりまして、これは中央に安定審議会が一つあるだけでございまして、地方にはありません。〔調停審議会がある〕と呼ぶ者あり。それでは社会党のものをしるべきであります。(笑)

○小笠委員 春日さんの今の問題は、私は社会党案の一つのポイントだと思ふ。いわゆる団体交渉の問題を早期にけりをつけていく、経済の流れにおきまするタイミングをとっていくという問題は非常に重要な問題であります。今、春日委員の説明によりまして、中央及び地方に調整委員会を置くから、適当な予算をとればこれが事務局の積極的活動と相俟つて、問題はスムーズに解決していくだろうと言われる。しかも現在の中小企業安定法に基く中小企業安定審議会の例を出して説明されておる。そういう点は、いわゆる問題を迅速かつ正確に解決する保証の説明にはならぬと思ふ。およそ経済問題に少くとも関係当事者を拘束するような判定を下すことは、一種の裁判行為と同じであります。従ひまして非常に慎重かつ精密にやらなければいかぬと私は思ひます。そういう点から考へますと、いわゆる経済の流れ、経済のタイミングと合うという御説明は、ただいまの御説明では納得いたしがたいのであります。私も社会党の案のいわゆる形式的に見まして非常に民主的だと言われるが、実質はその間に時間がかかり、いろいろな派生的トラブルを起してきて、経済の安定が果して期待し得られるかどうかという危惧を持つて

おるのであります。従ひまして今の春日委員のあらうという御説明を、もう少し正確かつ公正なる御答弁をお願いしたい。

○春日委員 小笠さんはほとんど全生涯を官僚生活を送つておられまして、経済活動、経済行為から見たらされるさまざまな事象については、ほとんど実際の御経験をもちになつておりませんので、あるいはそういうような非難めいた難くせをつけられつけないことはないと存するのであります。しかしながら私もこの法案を策定いたしますに当りましては、かねて申し上げております通り、昨年の八月から実にずっと半年をかけて参りました。この間におきましては、中小企業団体の各指導者、学識経験者、法律家、またわが党における衆参両院の政策マン等、衆知を網羅いたしまして、そういうような場合についての現象いかんという点について経験者の豊富な経験を徴しまして、いろいろとこういう構成をいたしたわけでありまして、そこで申し上げたいのであります。結局ことごとく紛争がこの手続によるわけではございません。すなわち業者たちは今までは交渉がでなかつたのであります。ところが今回の法律ができましたと、こういう法律を背景といたしまして、まずフリー・トランキングと申しましうか、自由な形、いわゆる商談の形で利害関係を持つ者が交渉をいたしまして、妥結に至らざる場合初めてこの調停申請に至るのであり、裁定申請に至るのであります。そういうわけでありまして、結局この法律の背景といたしましうか、伝家の宝刀といひましうか、私も一つ自由に

交渉しましうか、それで妥結に至らない場合はこういう国家機関にかけていろいろとお互いの立場を明らかにする、こういう形でありまして、零細といつては語弊があるかもしれませんが、今までの力の関係において比較的劣った立場にありました中小企業者がこの法律によつて力を加えられるわけでありまして、自由な交渉の場においても相当有利な話し合いができ、なおその妥結を促進する、こういうことは考えられるわけでありまして、なお申し上げるが、この法律による大きな深遠なる経済現象のことごとくに対して、何と申しまじうか、腹がへつたときに飯を食つたようにすぐ解決ができるとはだれも考へておりません。やはり一つずつ前進をいたしまして、そして問題の処理をはかつていくわけで、一ぺんに万事が解決できないからやめるとか、あるいはそんな不完全なものかということになりますと、それは一律には断じがたいと存するのであります。そういうわけでありまして、こういうような中央、地方に持つところの機関をできるだけ能動的に、かつその効果を高めていくことによりまして、中小企業の立場が大いに強められて、そしてこれはこれとして相当の効果を期待し得るものである、こういう工合に私も確信をいたしております。

○小笠委員 今のところ、政府案及び社会党案の両案の団体交渉の大きいねらいは、大企業者あるいは関係企業者の間の話し合いによつて経済問題を解決する新しい場を作ること、この点においては私は同じであります。この設定された新しい話し合いの場によつ

て解決されるような場合、当事者間の話によつて解決される場合の多きを期待したいのであります。そこで問題になるのは、いわゆるあつせん、裁定に持ち込む場合が中心になると思ふのであります。試みに例を一つ引いてみますと、百人の総同業者がある、そこで九十人の人々が一つの事業調整協同組合を作つておるといふ場合を想定し、その調整協同組合において生産数量の調整をやつておる、こういう場合を想定したときに、二つの面が出てくると思ふ。一つは生産数量の調整に関連して、原料購入あるいは製品販売等に関連する取引系列における間との交渉の問題、第二は外における十人の個人の同調を求める問題があると思ふ。こういうふうに一応想定されるのであります。社会党の案によりまするならば、いわゆる取引の上下系列におきます交渉におきまして話が簡単につけばいいことであるが、つかない場合は、団体交渉による調停もしくは裁定に持つていかなければなりません。同時に、いわゆる員外におる十人の個々に対して、生産設備、数量の調整に関して同調を求めるための団体交渉的な交渉を持ち込まなければいかぬ。ここに団体交渉的要素が上下左右に起つてくることは想定しなればなりません。そういう場合に、話のつくものもありましようし、話のつかない場合もある。特に同業種の中で員外におる人々は組合に加入を欲しないような傾向の人々が多いと考へなければなりません。これは調整の外におつて自由なる活動を欲する人々であります。これらの人々が簡単に話し合ひに應ずるとは想定できないのであり

ます。またこれまでの日本の実態はさうであります。従いまして、この十人の人々にそれぞれ団体交渉をする場合は、多くの場合においては、いわゆる調停もしくは裁定まで持ち込まなければならぬ場合が多いのではないかと、このううううに一応想定されるのであります。こういうふうなときに、調停もしくは裁定に長期間かかると仮定しますれば、本体の九十人の事業調整協同組合の本来の目的が時間的に失われると見なければなりません。そういう場合に、今私が御質問申し上げておるうちに、調停もしくは裁定がスムーズにかつ迅速に行われるということがこの案のみでなければならぬという意味において、迅速かつ正確に協定もしくは裁決が出、当事者がこれに服従していくことを確保するの道はどこに出てくるか。今春日委員の御説明では、であらうという想像であります。私は、であらうという想像以外の御答弁であつたと理解いたしかねるのであります。そういう意味において、最も社会党案の大事なところでありまうから、いわゆるこういうタイミングの問題に十分間に合うんだという理由を明確にもう一度御説明願ひたい。

○春日委員 問題はこういう場合に集約されるのではないかと考へるわけでありまう。小笠さんのお話の政府案は拙速を選ぶとでも申しまうか、私どもの方はおそくとも完全でなければならぬ。なるほどタイミングの点については私は認めざるを得ない。これは私は認める。しかし巧遅がいいか拙速がいいかという問題は、大いにわれわれは慎重に検討しなければならぬと存するのであります。早ければ何で

もいいかという、たとえば交通法規がありまうけれども、早ければいいというのなら、ストップの赤信号が出たおろが、あるいは青信号が出ておるうが、びゅつと走つていつてしまえば確かにこれは早い。早いけれども、そのところは必ず交通事故が起る。こういう人を殺傷しても早ければいいというううううは小笠さんとも考へられてはいない。私は存するのであります。そこで問題は、この強制加入命令という形がありまうと、これは人道でも車道でも何でも早ければいいということ、むやみに走つていつてしまつて、そこからいわゆる独禁法の基本憲章、憲法におけるそれぞれの保障、こういうものがごとくじゅうりんされてしまひまして、その結果なるというううううの基礎的な権利とかんたという原則の損傷ではなく、日本経済におそるべき事態が予測される、このことを私どもは最高度に注意いたしておるわけでありまう。たとえばこういう事態を想像いたしましう。百人の中で九十人が一つの調整規程に対して賛成をいたしました。ところが十人は賛成をしなかつた。その場合その十人の主張が公正な場合には、これは何といたしましうか。たとえばの灰だらけの百円でありまして、百円で売るといふことについて九十人が賛成した。ところがその十人は賛成をしない。これを調整委員会に申請して第三者の公正なる機関が両者の言ひ分を聞いたとき、たとえば九十人の人たちは、これは手作りで作つておる、そうして非常に幼稚な方法でやつておる。だからこれはどう考へてもその工賃と材料といふいろいろな関係で百円で売らざるを得ないとする。

ところがその十人はこれを八十円で売つておるとするのだが、八十円で売れるという場合については、現在の立場から考へて公正なる理由があるとする。たとえばその製造方法について彼らは独自の研究をしたとかあるいは材料のとり方について非常に生かした、いわゆるむだを省いた製造方法をとられたり、そういう方法でいろいろ原価採算で工賃をとつてもなおかつ相当利潤を得て八十円で売れるのだ、こういうことが調停の機関において、あるいは裁定の機会において両方から聞いた場合、国家はどういう裁定を下すであらうましよう。そうすれば九十人は多数といえどもこれは九人の方が悪いじゃないか、こういう方法をとつて、こういう生産手段を用ひればこれは八十円で売れるじゃないか、こういう形になつてくる。そういたしますとわが国の経済のためにいい品物を安く売るといふ経済の基本現象である独占禁止法の精神が生かされてくるのです。だから多少時間はかかつても大事なことは国家経済、国民経済、消費者の立場です。肝心の事柄を私どもは主客転倒してはならないと思ふ。ですからこういう法案なり経済問題を取り扱うときには、やはり拙速を避けて巧遅を選ぶ、こういうことではなければならぬと存するのであります。私たちのねらいはそこにあります。しかしながら経済現象は毎日三つとして動いておる。情勢は常に変化しております。従つてタイミングをはずさないように中央地方に機関を設けて、かつその事務局を強化してその機動力を失はしめないううううな措置をとつていく、こういう工合に御理解願ひたいと思ひます。

○小笠委員 しつこいようですが、これは社会党案のポイントになるわけでありまうから、私は重ねて一つ伺ひたいと思ひますが、今春日委員の御説明は精巧巧遅でありまして、なかなか捕捉に困難であります。いわゆる団体交渉を認める前提は、業界の不況が深刻であり、相当数の人々が生産費を割り、まさに多数の倒産を来たすかもしれないような非常事態にあるのであります。これは社会党案の調整事業協同組合の前提もさうだし、政府案の前提条件も同じであります。従いましてたとへば今春日委員の説明のごとく一方において調整組合の方が生産費が高く、員外の方が安いという場合には、そういう調整組合の調整能力を認めたことが間違ひであります。そういう事態というものは通常の経済競争の可能な事態において考へるものであります。総体的にいひゆるる獨禁法二十四条に規定する不況カルテルの要件のううううな論議がありまうが、こういううううな事態が両法案を通じての調整事業の前提と考へなければならぬと思ふ。こういう前提に立つて考へますときに、私は春日委員の説明は実はおかしいのであると考へざるを得ません。本法の両案のねらいといふものは今申し上げましたような状況下にある中小企業に、お互ひに臨時措置として調整行為によつて一時しのぎをつけてやううううところにあると私は思ふのであります。その一時しのぎをつけることによつて公正かつ自由な競争態勢の基盤をつちかかせようといふのが両案の本来のねらいであるべきだと私は思ふのであります。こういう事態に対

処していわゆるタイミングの問題というものが重大であります。いわゆる民主的な形のために本体の方が死んでもかまわぬという議論は私は理論として本末転倒の議論と考えるを得ない。論理は当然にそういうふうな動いて参りますので、この点につきましてはこれから詳しく申しませんが、社会党案の一つの行き方として認めるのであります。当該中小企業者の行き過ぎの問題についてどうして一時的しのぎを与えるか、そのときタイミングの問題であります。タイミングの問題をどうしてカバーしていくか、ここに問題があると思ひますが、その点はどうお考えですか。

○春日委員 タイミングの問題はきわめて重大な要素であります。あなたは今非常に緊急な事態と言われておりまされども、あなたの方の業種は全部の業種を対象として非常緊急の経済行為を認めようとしておられる。ここに重大なる要素があるわけでありまして、私は今交通整理の問題を申しましたが、交通整理の場合でも緊急非常のものに対しては特別の措置が講ぜられておる。たとえば消防車、救急車、警察の車とかいうものは赤信号があつても走つていくのだ。ところがあなたの方の法律では、救急車にも消防車にもトラックにも自家用車にもみな特別措置を認めようとしておる。これでは一経済の秩序はどこでけじめをつけていくか、重大なことです。それはそういう一つの概念で物事を御理解願わなければならぬと思ひますが、具体的な例を申し上げますと、今私が申し上げましたのは、新しい製造方法であるとか、発明発見等のいろいろな事

態もあるでありましようが、そうではなくて中小企業者のグループの中においても比較的有力な事業者とはなほだ弱小な事業者との関係があるのであります。これを一つの調整規程の中で組合から拘束を受けていく場合を想定いたしますと、事態はさらに具体的に御判断願えるのではないかと思ひわけでありまう。先般も申し上げたわけでありまうが、服部時計の掛時計を二千元とする。あの時計は非常に精密である。技術、税金一切を含めて二千元で原価採算がとれる。町工場では安い給料、技術の非常に劣っているところの職人、悪い材料、悪い機械で千二、三百円でできるとすれば、しかもその製品はいなかの諸君がけつこうこれで間に合ふといつて買つていき、需給の關係も保証されているという場合、掛時計は二千元だ、極端な例でかりに日本じゅう二千元で売るべしという不況克服のための共同行為として調整規程が行われた場合、みな服部のものを買つてしまつてはかか弱小工場の品物は売れなくなり肝心の保護をしなければならぬ弱小企業者が逆に整理されるという逆現象の生ずることも防がなければならぬ。そういうことはいけなかつて調整規程があくまでも民主的にやられていくことになれば、服部さんは二千元、斎藤さんは千九百円、次郎さん、太郎さんというわけで、ずっと言つた通りの格差をつけて、それを調整計画の中にきめていくならば同じことになる。多少は拘束力を持たせていかなければならぬが、その組合の決定が独断的であつて断じて承服できない。承服すれば自分の商売はやつていけな

いという正当な立場に立つ者は、あくまで員外者となつて組合の拘束から避難するといふ立場で保障してやらなければならぬ。そうした場合その組合の外にいる人がその調整規程に服せざるために団体交渉を受けたときは出るどころに出て私の理由を言ひましよう。私の工場は安い賃金、安い材料でへばりだけれども、いなかのだんなが幾らでも買つてくれるから私の商売は成り立つといふ場合は正当な理由ではないか。あまのじゃくやへそまがりは制限していかなければならぬ。たとえばみんなが百円に売るものを一人だけ九十円で売ることによつて全部の需要を独占できるようなカンニングの行為は制裁をしていかなければならぬ。そういう場合の制裁はどうやっていくか。それは公けの場合のことを言えば、今までは五個しか売れなかつたから、これだけの利潤にしかならなかつたが、みんなが協定価格を作るものだから、注文が全部わしのところへ来てしまつて、一人占めをした。だから販売量がふえたから、これでそろばんが合うのだといふやうな、そういう不正な、他人を犠牲にすることによつて自分の所得が確保されるということに対しては、これは裁定は厳として下る。そういうことは許されなかつ、こういう形で問題の処理はかられていく。こういうことであらゆる場合を想定して、わが党案は融通無碍、完全無欠であるわけですから、こういうことに一つ御了承を願つておきたい、かように思ひます。

○小笠委員 これは非常にこの問題の焦点でありますから、なおあらためて伺ひたいと思ひますが、ただいまの春日委員の御説明は、いわゆる強制加入

あるいは員外規制の命令の場合以前の問題でありまして、以前の場合におきましては、同じやうなことが言ひ得ると思ひます。従ひましてこの問題は、春日委員のタイミングが合ふんだといふ御説明に対しては納得いたしかねるというのを申し上げまして次会に譲りたいと思ひます。関連質問が長くなりますので、これでやめたいと思ひます。

○阿左美委員 一応春日委員の御説明を伺ひますと、納得のできるころもありまうけれども、われわれは、やはり今までの体験からいいますと、まずもつて自己防衛が先だと思ふ。しかる後に団体交渉も、これはけつこうでございましてけれども、自己の防衛を怠つておつて団体交渉に當つても、これは成功しない。私どもは現在そういうやうな苦難をなめてゐるのです。いかに交渉しても、こちらが弱いのですから、向うに應じられなければ、どちらが困るかといふと、こちらが困るのです。そういうやうな立場においての交渉は、これは成功すべきものでないかと私どもは信ずるのです。現在私どもは取引におきましても、不当返品としてこれを拒絶した、拒絶したところが、向うは応じない、応じないで、またこちらへ押し返した、こういうことにおいて公取に提訴したこともありまう。公取に提訴いたしますと、そういう産地、そういう組合からは、品物は扱われぬと断つてくるというところになりますと、産地の組合員は理事長をつり上げにします。けしからぬ、それではわれわれやつていけないじゃないか、こういうやうな事態が起りまして、結局こちらの意思を曲げて向うの

条件に應じなければならぬというのが現実でございまして。そういうやうな状態において、これは裁定とか交渉とかいいましても必ずこれは期待を持てない。まずもつて自己防衛である。組合を強化することである。

それで、いろいろ強制加入といふところが非常に問題になっておりますけれども、これに應じない者はむしろ有力者なんです。零細業者ではない。やはり、結局へそ曲りのあまのじゃくがアウトサイダーになつて、組合の意に従わないといふのが、それがいろいろの災いを生じまして、むしろ組合を裏切つて、組合の立場を阻害するといふやうな行動をとつてゐるの、このアウトサイダーです。そういうやうな者は入れと言つても入らない。常に組合を妨害をしてゐる。こういうやうな者は、これはどうしても強制的に加入させて、組合の中において共同行為を行わしめるやうな方法をとらなかつたならば、私は同一な行動はとれないと思ふ。こういうやうな点において、まずもつて自己防衛が先である。そして完全なる組合を組織して、しかる後に団体交渉もけつこうだと思ひますが、現在のような状態において、団体交渉のみに依つてこれを解決するといふことに対しては、私は期待を持てない、こういうふうな考えです。取引といふものは、これはなかなかかわすまいものではない。理論的にばかり解決はつかぬ。実際にこちらにそれだけの用意がなかつたならば、これは遺憾ながら向うの条件に應じなければならぬといふのが現状なんです。ですから、この点に対してもう少し社会党におきまして御研究が願ひたいと思

う。ただ団体交渉でいけば解決がつくというの、労働組合だとかいうような単純なものであればこれは長期にわたって交渉もできますけれども、現在の中小企業という経済能力のないものは、これは長期にわたっての交渉には応じられないのですから、即席にこれを解決しなければならぬというところになるのですから、どうも団体交渉、団体交渉といいますが、それはそれだけではどうにもならぬ。私は団体交渉よりもむしろ組合の強化ということが先だと思ふ。そういうようなことからいいます、政府案は、団体交渉といふものは必要がないというのではございません。けれども、これは相手方をあまり刺激しないような程度においてこれを勧告する、こういうようなことになっております。これは結局は社会党案のように、最後は、こちらの準備が整えば裁定まで持ち込んで、応じない者は、応ずるようにするというような方法も考えておりますけれども、現在の段階においては、勧告程度で私はよろしいと思ふのでありますが、これに対して社会党さんといいたしまして、多少現在の実情を御考慮願ひまして、この政府案に御賛成を願ひたい。

○春日委員 今の阿左美さんのようにおっしゃることをおっしゃつても、困つてしまうのですが、私は重複を避けまして、これは基本論になりますが、私第一日に質問いたしました通り、やはりわが国は法律のもとにおいてそれぞれの法律の關係において矛盾撞着のないように、十分その關係の調整が行われた立法をなさなければならぬ。基本法の精神を圧殺するような特別立法は許さ

れない。たとえば、憲法は天皇制を認めていながら形になるが、それを否定するような法律はいけません。こういうようなことで、公正取引委員会からの訴えもありました通り、今まではとにもかくにも、不況カルテル、トラストあるいは合理化カルテル、こういうようなものを容認いたします場合は、これは断じてアウトサイダーの存在が必要である、行き過ぎは正のためのブレーキとして必要欠くべからざる存在である、今まではそういう形でなければカルテルは容認されなかつた、将来も容認する意思はない、もしそのことを行えば大へんなことになる。こういう場合には、独占禁止法の主管責任者であります公正取引委員会が、委員会の機関決定によつて責任ある意見を述べているのでありますから、それに相反する特別立法を行うことはまことに危険だ、こういう態度を社会党は持っているのであります。そういうわけでありますから、この問題はわれわれがその独占禁止法と憲法との境界において、特別立法をなし得る境界はおのづからあるわけでありまして、従ひまして、この点はそういう工合に御了承を願ひなければなりません。しかし政府案は加入命令があり、今組合を強化せよとおっしゃるけれども、この加入命令は組合を何ら強化いたしません。これは一昨日私も質問をいたしましたのでありますが、加入命令に服従しなかつたからといって何の制裁もない。これは無罪です。加入命令を大臣が出したところ、こんなものは何だと言つて紙くずかごにほうつても、全然法律には触れないのです。それでその調整計画の中で過意金を取られるというような心

配もあるわけですが、この關係は、過意金を徴取することを定めることもできる、こういう形になっておりました。過意金、違約金を取らなければならぬという制裁も何もないわけでありまして、従ひまして今阿左美さんは、せつかく政府案を支持した形で、強化のためにとおっしゃつておられますが、政府案でも、加入命令が課せられるからといって、やはり憲法と独占禁止法の建前において、これに対して刑事罰を課することができないのです。従ひまして何の拘束力もない。いうならば氣休めです。言うてみるだけの強化することにはなりません。従ひまして、憲法や独占禁止法の基本憲章を圧殺するやうなおそれのある事柄、しかも結果は何の効力もない、そういうやうなことはなさざるにしかつというものが、われら社会党の態度であるのでございまして、遺憾ながらせつかくのお勧めであります。そのような、憲法と独占禁止法を殺すやうな特別立法には、わが日本社会党は断じて賛成するわけには参らないのであります。

○阿左美委員 これは見解の相違でございまして。現在の段階においては、団体交渉では決して中小企業というものは救われない、むしろこちらにはね返りがあるのではないかと私も考へます。われわれは、これに対してはすでに経験済みでございまして。決して理想を言つておるわけではない。非常にこちらへはね返りがあつて、むしろこちらが犠牲になるというこつたので、もう少しわれわれの方を準備して、向うと相当対抗でき得るやうな状態において団体交渉をするということ

になればその効果も得られると思ひますけれども、むしろ現段階においては逆効果になるのではないかと。昨日の参事院からこういう発言があつたのはお聞きのことではないかと。この法案が通るやうなことがあればわれわれは自己生産をせざるを得ない、こういうことを大商社、大メーカーは考へておるのですから、私は、団体交渉で解決をつけようといつたとしても解決はつかない、だから現段階においては政府案が最も適當ではないかと考へます。

もう時間も参りましたし、お互いに見解の相違がございしますので、私の質問はこれで打ち切ることいたします。

○福田委員長 小平久雄君。

○小平(久)委員 今の、阿左美委員あるいは小笠委員と社会党側との質疑応答を拝聴して、まず一点だけお聞きします。

社会党案では、団体交渉の相手方というものが百一条に規定されておるやうです。政府案における組合交渉の場合には、中小企業者は対象にならない、つまり相手方にならないわけですが、あなたの方の規定からいいますと、「同一業種に属する事業を営む者」に、単に「ういうふうなうたつてあるのですから、中小企業者も含むのですね。

○春日委員 組合員と取引關係がある事業者またはその団体すべてに対して交渉ができるわけでありまして。

○小平(久)委員 そうしますと、先ほどタイムングの話がありましたが、中小企業者たる員外者、そういう人が比較的多いという場合には、おそろく個々の員外者と団体交渉することになるだらうと思ふのです。そういうことは組合にとつても非常に複雑であり、

かつタイムングの点からも非常に手間取つて、早急なる解決はできぬことになる。あなたの言うやうに巧遅一本でいくならばよろしいかもしれぬが、そういう点はどう考へておられますか。

○春日委員 現実の問題として、ことごとくの紛争がこの法律に基く団体交渉権を行使して解決されるという想定ではないわけなんです。今阿左美さん御指摘の、今までもやつてきたんだが効果が上らなかつたというお話ですが、今までは、そういう交渉について、なるほど協同組合法によつて一応の基準はありますけれども、それが妥結せなかつた場合の規定というものは何にもないわけなんです。ところが今回は、政府案におきましてそれが案におきましてその救済方法がことごとく講じてあるわけでありまして。そういうわけでありまして、自由交渉によつて満足が得られなかつた場合は、やはりこの法律に基いて団体交渉権を行使するのであります。団体交渉権を行使するということとは、いうならばよほどのことであります。自由交渉という場面は今まで通り許されておるわけでありまして、問題が経済交渉に關する事柄でありますから、商談が今まで通り行われる場合においてのみこの法律が援用される、こういう工合にお考えをいただきますならば、この場所へ持つていく問題がそんなに山積するやうには考へられませんか、施行いたしました過渡期にあるいはそういう現象があらうかと思ひますが、やはりそのときには特別の措置を講じて機動力を高めていくことによつて問題の解決をはかり得ると考へます。

○小平(久)委員 その点は実際の事態

がどう起るかによって決することであるが、これは先ほどの質疑応答に關連してそういう憂いを抱いたものですからお尋ねしたわけです。

次に、川上長官に承ります。もうだいたい詳しく論議されておりますから大体的ことは明らかになったわけでありますが、従って多少こまかなるものかもしれませんが、実際の法案が通過した場合どういうふうに行われるのかというふうな点について、解説をするつもりで御答弁願いたいと思ひます。

まず第一に、昨日参考人として出席下さった諸君のごときは、大体この法案をよく読んでおられるし、また理解されておられるというふうに私受け取りました。しかしながら、質疑応答の間、間に感じられること、並びに一般商工業者の本法案に対して抱いておられる考えは、この法案が成立すれば、一般の商工業者の組織が直ちに一段と強化されて、非常に明るい光明を与えるというふうにとつておられるように感じられるのです。特に政府側の提案理由等を見ましても、この法案は中小企業者の組織に一つの基本法案だということにも説明されている。ところがこの法案をよく見ると、なるほど中小企業の団体はこれこれのものだというふうなことがうたつてあります。うたつてありますが、協同組合等はもろもろ従来協同組合法によつてやつていくのだということであつて、この団体法と銘打たれた法案の内容というものはほとんど大部分新たに作るうとする商工組合に関する規定だけで、しかもこの商工組合というものは、不況要件の備つた場合にだけできる、また一

定の条件のもとに限って組合ができる、従つて一般商工業者の期待しておるところと政府の説明なさつておるところと、この法案の内容たる実体とは相当食い違いがあるではないか、どうも私にはそう受け取れてならぬのです。が、一体当局者はどういふ御所見をお持ちいらつしやるか。

○川上政府委員 この法律がかりに通過いたしました、あらゆる業種につきまして全面的に組合が設立できるかどうかという問題につきましては、またおそろくそういう期待を持っておる方方に対しては、私どもの方としてしましては、その全面的に全国的に組合ができるということには必ずしもならないであろうと考えるわけでございます。この設立につきましては、第九條に規定してありますように、過度の競争が行われて非常に業界が不況になつておるといふ前提がなければなりません。おのずから組合設立につきましては、限界が私はあると思つております。従いまして私どもの方としてしましては、やはり組合設立についても、ある程度の限界があるわけですが、それかといつて組合がそうできないかといふと、必ずしもそうでない。組合設立につきましては強制加入命令とかアウトサイダーの命令というやうな場合は相当違つた、それよりも輕い措置をとつておりますので、組合そのものについて、現在中小企業者が相当不況に悩んでおります關係上、私はある程度組合はできるものと考えておるわけであり、それから組合が従来協同組合制度、その安定法による調整組合制度と比べますと、これははるかに強化されることになり得ます。そういう意味に

おきまして従来の組合よりも非常な強化ということになりますから、業界の方としても従来より強化された組合そのものに對しては相當の期待が私にはできるのじゃないかといふふうに考えられるわけであり得ます。現在安定法によりまして業種の指定が行われておるわけであり得ます。この指定された業種のみが調整組合を作り得るわけですが、私どもの方としてしましては、現在指定されておる業種以外にいろいろな業種について不況の要件が備つておるものと解釈しております。従いまして指定された業種以外についても相當組合はできるのじゃないか。特に製造關係等につきましては今までもよりほかに組合はよいできでてるのじゃないか。また商店街組合あるいはその小売組合についても現在相當過度の競争が行われております關係から、組合そのものにつきましては相當程度できる。従つて一般の業界が期待しておることに対しては私にははるかに違つたといふやうなことは私にはならないではないかといふふうに考えます。しかし業界の方が非常に期待しておる強制加入の命令が簡単に出来るかあるいはアウトサイダー命令が簡単に出来るかといふ問題につきましては、一部の業界の方で簡単に出来ると思つていたらそれは非常に間違ひであつて、おそろくそういう一部の業者に對しましては非常に的はずれであつたといふことになるかもしれないと思つております。

○小平(久)委員 ただいまの御説明によると、相當多数のものができるといふやうなことがありますが、多数でできるかできないかは、要は第九條の解釈いかんになると思つて。いわゆる不況

要件を備へた工業なり商業なりあるいはサービス業なり、そういうものが現在非常にあるかどうかという判定にかつてくると思つて。現在調整組合を作つておるもの、これはもちろん業種が指定されておりますが、それが四十七あるといふことです。これらが当然組織を變更するでしょう。しかしながらそれ以外のものについて長官が相當多数であるやうなやういふ以上は、具体的に一体どういふ業界がこの第九條に該當する状態に今なつておると御判断なさつておられますか。

○川上政府委員 最近におきまして、たとえば精麦業とかそのほかいろいろな調整組合を作らせてくれ、そういう業種の指定をしてくれといふやうな要求が相當出は出ておるわけでありまして、この前も安定審議會を開きまして、ある程度追加をいたすやうな審議をいたしております。それ以外のものといつたしまして、たとえば問屋についても相當現在不況に悩んでおるものがあるわけ、問屋の方でも何とか調整組合を作らせてくれ、たとえば繊維關係の問屋方面におきましては、ぜひとも作つてもらいたいといふやうな要望があるわけでございます。また商店街の組合についても現在方々でそのやうな販売についての競争をやつておられて、商店街そのものとして、共同的な問題で制限をしたいから組合を作らしてもらいたいといふやうな要求が出ております。もちろん商店街につき、たとえば価格協定はよほどのときでなければできないと思ひますけれども、それ以外の問題としましては、一般の小売の問題についても同様であります、あるいはおとり販売の制限

とか、正札販売とか、正量販売の勵行とか、その時間の問題とか、あるいは手形のサイトの合理的な短縮とか、そういういろいろの問題があらまして、そういう点を制限するならば、適當競争の弊がある程度除かれるから、従つて組合を作らせてくれといふやうな要望があるわけでございます。私どもはそういうものが果して第九條のこの条文に該當するかどうかという問題については、もちろんこれは慎重に検討しなければなりませんけれども、現在の小売業者なり、問屋なり一般の製造業者については、大体中小企業については非常な競争をしておりまして、不況の要件の備つておるものが相當あるものと私どもは見えておりますので、組合の設立については相當程度できるのではないかと考えておるわけでございます。ただ強制加入の命令とか、アウトサイダーの命令といふものについては、これはよほどのことがなければ簡単にはできない。その点もし一般の業界の方で大きな期待を持っておるならば大きな誤まりであると私どもは考へておるわけでございます。

○小平(久)委員 第九條の規定は、これは従来からあつた規定ですが、としかく解釈しようによつてどうにでも解釈であるのです。たとえば末尾の方に「その相當部分の経営が著しく不安定となつており、又はなるおそれがある場合に限り」となつておる。極端に言えば中小企業はいつも動かされる不安とおそれを持つておる。広義に解釈すればこの組合は幾らでもできるということになる。そこで、今ここでたくさんできるかできないか論議しても始まらぬから、ただあなたの心がまえを開

いておきたい。第九条の不況要件はゆるやかに考へて、極力組合を作つていく、認めていく方針なのか、それともある程度相当きつ考へて、組合はよほどの場合でなければあまり作らせぬという心がまえなのか。抽象的であるが、その心がまえを聞いておく以外になかろうと思ふから、あなたの心がまえをこの際承わつておきたいと思ひます。

○川上政府委員 この組合設立とその調整規程の認可は、一面においてうらはらの関係があるものと私どもは考へておるわけでございます。従つてその調整規程の認可については相当私どもの方として厳密に考へていきたいというふうに考へております。従ひましてその調整規程の内容が、たとえ消費者に対して不当に悪い影響を与えるとか、あるいはその関連の業界に對して不当な影響を持つというふうなものにつきましては、その調整規程そのものについては極力認めないという方針でおりますので、そういう内容を持ちました組合というものはなかなか私どもの方では許可はできないというふうに考へておりますが、別に消費者に對してしてもそういう影響はそれほどない、あるいはまた一般の業界についても大した影響はない、た

だもろく不況要件をちゃんと備へていて、そうしてそういうほかの方面に對して影響はないが、ある程度の調整事業をやることによつて業界が非常に安定するというようなものにつきましては、私は積極的に組合を作らしていった方がよくはないかというふうに考へておるわけであります。

○小平(久)委員 まあ大体の心がまえ、方針は了承します。そこで商店街の話を先ほど出来ましたが、たとえば商店街の場合には、この第九条と照合して考へますと、商店街というものはいろいろな業種が入つてできていると思ふのです。そういう場合にその商店街の地区というものがあつて第九条なら第九条の条件に該当するといふような場合は比較的少いのではないかと思ふ。そうするとこの商店街といふものは本法にいわゆる商工組合の一種なんではしうが、商店街が本法にいわゆる商工組合になるといふことは、どうも比較的想像されぬような気がするのですが、その辺はいかがですか。

え、方針は了承します。そこで商店街の話を先ほど出来ましたが、たとえば商店街の場合には、この第九条と照合して考へますと、商店街というものはいろいろな業種が入つてできていると思ふのです。そういう場合にその商店街の地区というものがあつて第九条なら第九条の条件に該当するといふような場合は比較的少いのではないかと思ふ。そうするとこの商店街といふものは本法にいわゆる商工組合の一種なんではしうが、商店街が本法にいわゆる商工組合になるといふことは、どうも比較的想像されぬような気がするのですが、その辺はいかがですか。

○川上政府委員 商店街組合にいわゆる調整事業が必要であるかどうかという問題になるかと思ふのですが、先ほど申しましたように、商店街におきましても業種は違ひましてもいろいろな販売の競争をやつておることは事実でありまして、たとえば景品付の販売とか、あるいは特売とか、おとり販売とかいふような、どちらかと申しますと不正な販売行為もやつておりますし、また正札販売とか、あるいは正しい量目で販売するとか、そういうものにつきましてもやはりある程度調整をしなければならぬといふような問題もございまして、その他時間の問題とかいふものにつきましても商店街として共通の問題がございまして、そういう問題についてやはり調整事業を行う必要があるのではないかと思ふ。特に一定の繁華な商店街等におきましては、そういう問題があるのじゃないかというふうな問題がございましては考へておられますし、現に商店街のいろいろな団体の方からも、どうしてもそういう

う問題についていろいろ共通の調整をしなければならぬから組合を作らしてもらいたいといふような要望もあつたので、私も少しは望みはしては協定とかそういう特殊な問題は別にしまして、やはりそういう方面の調整事業をやる関係から、組合を作らせるといふことも十分考へられると思つておるのであります。

○小平(久)委員 今長官の言う商店街の競争という意味ですが、それは商店街同士の、Aなる商店街とBなる商店街の競争といふものが大体おもであつて、商店街の内部における各業者の競争といふよりも、むしろ今言う通り他の商店街との競争といふことがいろいろ問題があるのじゃないかと思ふのです。ですからこの法案の建前からいふと、商店街自体が要するに不況要件を備へてなければ組合といふものができないのでしよう。だからそこをどう解釈するのですか。

○川上政府委員 先ほどいろいろな例を用ひまして申し上げましたが、商店街の内部におきましてやはりそういうような競争関係が起つておる。これは同業種だけじゃなくて、いろいろな異種のものについて、先ほど申し上げました、たとえば正札販売をしないとか、あるいは量目をこまかくするとか、あるいは景品付で販売するとか、そういうような問題が起つていて、そのために商店街は業種については異種ではあるけれどもいろいろなそういう競争をやつてゐるために非常に困つておるといふような問題がございまして、やはりそういう問題について調整をする必要があるのじゃないかというふうな私どもは考へておるわけでございます。

○小平(久)委員 その点はその程度にしましょう。

なお順を追つてお尋ねしますが、本法の第五条に中小企業者の定義がございまして、そこでこれは三百人以下の場合と、それから商業またはサービス業の場合には三十人以下、こういうことになってゐます。これが原則のようですが、ただ一定地区の、たとえば県なら県単位の商工組合を作る場合に、同種の大企業等の支店であるとか出張所であるとか、特に今度は商業者もできるのですから、いわゆるサービス店といふのか出張販売店といふのかそういうものもあるもので、定款で規定しておけばそういう大企業も入り得るということになつてゐますが、その県なら県の地区でやる場合には必ずしも大企業そのものが入らなくてもいいわけなので、地区内にある支店なり出張所なりサービス店が入つてくれればその県内の調整はできるわけなのです。ところがこの場合にはこの法だけを見ていくと大企業等が入らなければならぬ、しかもそれも定款で定めなければならぬ、こういうふうになつておるようには私は読むのですが、その辺の大企業の地方支店とか出張所とか、そういうものの取り扱ひ方はどういふふうになりますか。

○川上政府委員 これは今先生もおっしゃいましたように、やはり支店、出張所でありましては大企業の支店、出張所でありましては大企業扱いにされるわけでございまして、やはり定款で定めなければならぬということになつておると思ふのであります。

○小平(久)委員 そうすると、ある大企業の支店、出張所が全国に何箇所かある、こういう場合、県単位に商工組合ができたという場合に、大企業なるものは数個の商工組合に同時に入る、こういう問題が出てくる、一体その大企業はどの商工組合の調整規程に従うべきなのでしょう。

○川上政府委員 A、Bという調整組合があつて、そのA、Bの地区に大企業が支店を両方とも持つておるといふことになりますれば両方とも入り得るということになるわけでございまして、(小平委員)「どっちの調整規程に従うのか」と呼ぶ。

調整規程につきましてはAの地区におきましてはAの組合の調整規程に従う、Bの地区におきましてはBの商工組合の調整規程に従うということにならうかと考へます。

○小平(久)委員 そういうことになる、その大企業の立場からいへば一貫した方法での営業といふものができないわけですね。一貫した方針による営業はできない、極端な場合に価格統制にまで入つたという場合に、Aの支店で売る価格とBの支店で売る価格とは、同じ会社の大企業の製品でありながら値段が違ふという問題も今の説明からいふと出てくるわけですね。そういうことですか。

○川上政府委員 それは極端な場合におきましてはそういうことにならうかと考へます。それはその地区が違ひますし、調整事業そのものが違ひ、また調整事業の内容が、同じ価格協定について違ひといふことになればこれはやむを得ないと思へますが、私どもの方としましては、そのA、BならA、Bの調整組合の調整事業が、かりに同一の業種である場合におきましては、

ある、こういう場合、県単位に商工組合ができたという場合に、大企業なるものは数個の商工組合に同時に入る、こういう問題が出てくる、一体その大企業はどの商工組合の調整規程に従うべきなのでしょう。

その調整事業なり調整規程そのものにつまきて、ほんとうにその地方の特種な事情があれば別でございすけれども、また共通な問題であつてどうして同じような調整規程の扱いをすべきだといふようなことになれば、それは同じような扱いをするように認可をしたいといふふうに考えますが、非常に距離が離れていて、そして調整事業そのものについても同じ業種でありながら非常に違ふといふような場合におきましては、私はXならXといふ大企業、YならYといふ小企業、異なる調整規程に従ふなければならぬといふことはやむを得ないことだといふふうに考へております。

○小平(久)委員 支店なり出張所なりを取り扱うに當つて、それがかりに第五條に規定するそれぞれの条件に支店、出張所そのものが該当するならば、その地区内では中小企業者としての資格があるといふようなことについて、当局では何か検討なさつていないか。何か工合が悪くて、やはり大企業は大企業としてどこまでも扱つていくのだ、初めからそういうことなのですか、どういふことなのでしょう。

○川上政府委員 私は、大企業が支店、出張所を持つておる場合、その支店、出張所がいわゆる中小企業として扱ひをされていくかどうかという問題については、いろいろ疑問があるのではないかと、やはりそういう大企業の支店、出張所といふものと一般の中小企業といふものとは、資力あるいは信用その他において相当違ふ点があるといふふうに考えますので、やはり原則的には、最初はその中小企業者だけ

で組合を作ることにした方がよくはないかといふふうに考へておるわけでございます。どうしてその支店、出張所についてその組合に加入した方がよいといふ場合におきましては、定款の定めるところによつて、そういう大企業の支店も加入させるといふことにした方がかゝつていいのじゃないか。この問題についてはいろいろ私も研究をいたしました。が、やはりその方がいいのじゃないかといふふうに考へたわけでございます。

○小平(久)委員 地方などで一番問題になるのは、やはりどちらかといふと特に商業の場合などは、大企業の支店なり出張所なり、それが来て廉売をやるといふようなことについて、むしろ問題が起るからですから私は今考へたのですが、この点はこの程度にいたしましう。

それから第五條の三號の政令で定める場合ですね。これは原則は三百人あるいは三十人といふことになっておりますが、むしろこれよりも多いものもあるが、むしろこれは中小企業者の中に入れるのだ、そういうような含みでこの政令は作るのですか、それとも業態によつてはもつとしばつて、百人以下あるいは十人以下でなければ中小企業と認めない、そういう場合も想定なさつておるのですか。これはどういふ方針で政令をお作りになるのか、これをお尋ねいたします。

○川上政府委員 これは両方の場合を考へておるわけでございます。たとえば石炭産業について申し上げますと、現在中小企業金融公庫の扱いとしましては従業員千名とそれ以下といふことになっておりますが、あるいはそ

の石炭産業とかあるいは金属鉱山とか、そういうようなものにつきましては、私はその中小企業といふものは、この三百人というよりもつと多くしなければならぬだらうといふふうに考へておるわけでございます。しかしまた一面におきましては、この前からだといふ問題になっておりますが、オートメーションの非常に発達しておるもの、あるいは非常に大きな資本力を持つて、従業員がそうなくていいといふようなもの、たとえば石油の精製事業でありますとかそういうものにつきましては、これは三百人を落して、もつと低いところできめようといふような考へを持つておるわけでございます。従ひまして両方ともこれは考へておるといふわけでありませう。

○小平(久)委員 これと関連しまして、第十一條の場合をちよつとお尋ねしておきたいのであります。これは定款で特に定められた場合に組合員になる資格を有する者は次のものであるといふふうになっておりますが、第二號の方です。二號の方で特にやはり「政令で」となつておりますが、この政令はどのような内容の政令を今考へになつておられますか。

○川上政府委員 この二號につきましましては、ここにも書いてありますように事業協同組合とか、あるいは企業組合、商工組合とか、あるいは農協とか、そういうようなものはいわゆる資格事業を営むといふものではございせん、資格事業そのものを営んでおるものです。やはりそういうものにつきましても、定款で定めた場合におきましては加入させるということでございます。しかしながら中にはこういう

ものを対象にしない方がいいのじゃないか、する必要はないのじゃないかといふようなものもございすので、この政令によりまして、これらのもののうちで特にやはり組合に加入させた方がいいといふようなものだけに限定をすといふわけでございます。たとえば生活協同組合とか、あるいは購買組合とか、そういうものにつきましては、いわゆる営利事業を行なつてゐる団体でないのはいかといふふうに考へますので、そういうものは組合に加入させるといふふうには考へていない、しかしながらたとえば農協の販売組合あたりがミカン・カン詰等の製造事業をやつていて、外にこれを販売しようといふようなものにつきましては、これはどちらかと申しますと、やはりこの第十一條の中小企業者といふふうなものに該当すべきものではないかといふふうには考へます。またそういうものは組合に加入させておいた方がよろしい、また加入させてもらいたいといふような意見もございすので、そういうものは政令によつて、加入させるということにいたしました。現在安定期法によりまして、農協でミカン・カン詰等の製造事業をやつておるものにつきましましては、やはりこれを加入させるというふうな措置をとつておるわけでございます。

○小平(久)委員 消費組合等は定款で定めても組合員にはなれない、こういうことであつて、ここに列挙したような各種の組合の場合には政令に定める業種をやつておれば組合員になれる、こういうことよろしいですか、たとえば鉄道をやつておる購買部というか、そ

れだとか鉄道の弘済会だとか、そういうものはどういふ取扱ひになりますか。

○川上政府委員 これは先ほど申し上げた言葉が足りなかつたと思ふのですが、たとえば生活協同組合、これはこの第二號では別に書いてありませんので、そういうものは入らない、従ひまして購買会とかそういうものは入らないといふような考へでございます。そういうものはやはり営利法人とはいへない、営利事業をやつておるといふふうには考へられない。やはり事業そのものについての性格がある程度違ふものではないかと考へますので、そういうものは入れないが、しかし組合交渉の相手方にはするといふ考へ方でありませう。

○小平(久)委員 今の御答弁から、組合交渉の相手方といふ話が出ましたので、当然これと関連してくると思ふのですが、組合交渉の相手方については二十九條にうたつてあるようです。この二十九條からいへば、今言つた購買会あるいは鉄道弘済会といふのはみんな相手方となりますか。

○川上政府委員 これは二十九條の第四號で「地区内において資格事業を行ふ事業者であつて、商工組合の組合員たる資格を有しないもの」といふことで、一応その対象にはなるわけでございます。しかしこれは政令で定めるものに限るといふことになっておりますので、私どもの方としましては、地方において相当問題があつて、摩擦が生じておる、あるいは生ずるおそれがあるといふようなものについて、地方長官等の意見を聞いてそれはきめたいと考へております。

○小平(久)委員 その点はそのくらい

にしましょう。

次に先ほど阿左美委員との質疑応答がございましたが、第十七条にいわゆる設備の制限——先ほどの御答弁から見ますと、長官のお考えはいわゆる設備に関する制限というものは設備の使用に制限する、従って新設等をまともに制限するのはどうかと思うから、この使用の制限という建前から第二十九条で実質的にその目的を果し得るのじゃないか、こういう御趣旨の御答弁のように私は聞いたのですが、この第十七条に書いてあることをそのままずらつと読めば、別に設備の使用制限というようになると書いてない。設備に関する制限と一般的にうたつてあるわけなんです。そこで私のこれを讀んだ感じが言へば、当然この新設について制限ができるのじゃないか。この規定だけでできるのじゃないかと思うのだが、あなたの先ほどの御答弁は、制限という意味はいかに使用制限なんだ。そういう意味の御答弁をなさつておつたようですが、その点一つはつきり答弁願いたいと思います。

○今井政府委員 設備に関する制限というのは、たとえば増設を取りやめようじゃないか、新設を取りやめようじゃないかというように制限ももちろんこれには入つておるわけです。ただしこの新増設の取りやめの制限と申しますと、それは組合員の内部でもつてお互いに話し合ひまして、新増設はやめようじゃないか、これは営業制限でも何でもないから、従ひましてそういうような調整規程の認可はできますけれども、たとえばその場合に、新しく営業を始めようという場合の新設の制限ということになりますと、今まで管

業を開始してないものに対しては、これは営業の制限ということになりますので、従ひまして、そのような場合に限りまして新設の制限をアウトサイダーに及ぼすということはいかかかと思ひますので、そういうことはしない。従ひまして、新規に営業を開始しようというものに対しては、新しく作り出した設備の使用制限ということになるわけでございます。この設備の制限というのは新設の制限もありまして、あるいは使用制限もありまして、いろいろな場合があるわけでありまして、アウトサイダーに及ぼす場合に限りまして使用制限にしたい、今まではそういうふうに考えていたわけでございます。

○小平(久)委員 私は今ここに安定法を持つていないのですが、安定法の二十九条の二ですが、特にそれを設けて新設の制限ができるようにしたのは、それは組合員の設備を制限するようにできたのですか、そこを説明してもらえませんか。

○今井政府委員 二十九条の二の設備制限は、これは組合員だけじゃなくて、今まで事業を始めていない業者外の人々が新しく設備を作ろうとすることを、制限することも禁止することもできたわけでございます。それは少し営業の制限的な意味があるんじゃないかということでは法制局に難点があったのです。

○小平(久)委員 組合員外の新設を制限できたのはアウトサイダーに対する規制命令によつてじゃないのですか。そしてその調整規程で組合員外のことまでもそういう制限ができるようになっておつたのですか。

○今井政府委員 二十九条の二の命令は、アウトサイダー命令が出ました場合に限つて、従来事業を始めていない人が設備を作ること禁止できる、その際に、たとえば国の試験研究機関あるいは地方公共団体の試験場、そういうところまでその命令の効果が及んで、そういう試験場でもできなくなつてしまふ、こういう難点があったわけなんです。

○小平(久)委員 今の御答弁からすると、設備の制限と第十七条にいわゆる設備に関する制限というのは、アウトサイダーの場合は新設の制限まで当然これは及んでおるんだ、ただし員外者に対する場合はこれは含んでおらないんだ、員外者に対して設備の新設を禁止するということまでやると、これは営業の開始の制限ということになるから、それは含まない、こういうことですね。

○今井政府委員 そのようでございます。

○小平(久)委員 その問題とも実は関連するのですが、先般の質疑応答を聞いておりました、この法案は新規開業というものは認めておるのだ、従つて一部にある心配、すなわち本法案が成立すると、新規開業ができなくなるのじゃないかという心配に対しては、営業の許可制もつておらないし、別に新規開業については設備の制限もしておらぬから、そういう心配はない、大体こういう趣旨の御答弁をなさつておるようですが、実際問題として員外者が仕事を始める、新たに始めた者が、これは今の答弁からしても設備を新たに持つて営業を始めることができる。しかしいわゆる強制加入命令が

出た後における新規の開業者というのは、これは何条でありましたか、開業の日において組合員となつたものとみなすのだという規定があつたと思ひますが、そういうことになると、強制加入命令が出た後における開業者は開業すると同時に組合員になつたと思ひなされちゃうわけですね。そうすると、そのものは一体実際問題として仕事をやつていけるかどうかということですね。規定の方法にもいろいろありまして、う。それぞれ持つておる能力の操業短縮というか、生産制限を何制やるといふような場合には、かりに百の力を持つた新規開業者が出た場合に、組合として二割の制限をしていふといへば、八十の生産だけはあるいはできるかも知れません。しかし組合全体としての生産というものをかりに百と押さへるんだ、こういうものがあつた場合に、その後に出た新規開業者というものが開業と同時に組合員となつたと思ひなされた場合は、すでに組合員となつておつた人の持ち分でも譲つてもらうとか何かしなければ実際問題としては操業ができない、こういう事態の起る心配もある。ということとは、とりもなおさず実質的には新規開業を禁止されるのだ、新規に開業しても、開業と同時に組合に入つたものとみなされちゃう事実上は仕事はできないのだ、こういうことですね。新規開業の禁止と実質的には同じことになるのだ、ということが想像されるわけなんです、その辺はどういうことになりそうですか。

○今井政府委員 ただいまの御質問であります、問題は設備についていかなる調整事業をやつておるかという問題にかかわると思ひます。たとえば設備

の増設を禁止するといふふうな調整事業をやつておる場合には、組合員になりました人はその調整事業に従わなければなりませんので、従ひまして、事実上なかなか設備の増設ができませんから、今ある設備を使う以外に仕方がないということになるわけだと思ひます。

〔委員長退席、横井委員長代理着席〕

ただそういうことになると、実際問題として非常に新規開業者の営業の制限をするということになりますので、その際組合として一律にさうな方法をとることが妥当であるかどうか、この組合の設備制限につきまして、たとえば少く量の設備についてはこの限りにあらずといふふうには、ある程度そこに新規開業者なりあるいは零細企業者に対して多少あたかみのある例外を認めることが妥当ではないか、かように考えております。

○春日委員 開連して。これは大へん重大な問題であると考えますので、公正取引委員会にお伺いをしたいのであります、安定法第二十九条の第二項がこういういふゆる服従命令に該当するものが発せられた後においては新規設備の開設を禁止したしておるわけでありまして、それは独禁法の精神と憲法との関係においてどうして安定法においてはそれが許し得るのか、この辺の法理上の解釈をこの際一つお述べを願ひたいと思ひます。

○坂根政府委員 ただいまの御質問は非常にむづかしい問題でございますが、私どもの了承しておる限りにおいては、ごく率直に申し上げますれば、たしか安定法のあの条項は議員立法で、政府の法制局を通して提出したも

商工委員會議錄第三十二号 昭和三十一年四月二十五日

二號 昭和三十一年四月二十五日

100

100

111

○川上政府委員 これは非常にむずかしい問題であります、私は先ほども申し上げましたが、これは業種の指定いかんにかかわらず、また全面的なこの団体法のような法律でいきましても、やはりこの二十九条の二項というものは、これは一定のアウトサイダーに對しまして命令を出さなければならぬというような、そういう事態に限って特別に許されたものであるというように考えられるのです。しかしそれも新規開業というふうなことになるまでは、やはり問題がありますので、これは法律的に見ましても疑義がありませんから、これを落すというふうなことに実はしたわけなんです、なかなかこれはむずかしい問題がありますので、法制局ともいろいろ相談しました結果、そういうことになったわけでございます。また一面におきましては、こういう特殊な事態で、しかも一定の期間だけだということであれば、これを認めていいのじゃないかというふうな議論も実は出てくるわけでございます。先ほども申し上げましたように、この問題につきましては政府部内としましては、そういう意見もありましたけれども、慎重に御検討いただきたいということをお願いいたします。

からこの問題が論ぜられておると思うのであります。

そこで、私は最後に公正取引委員会にお伺いをいたしますが、午前中阿左美さんから希望の質問が行われましたが、やはり調整計画の機能を確保するための措置といたしまして、一切の業種業態に對して服従命令を発せられた後において、安定法第二十九条の二のごとく、新規設備がやはり制限され、そういうような立法が行われんとし、そしてそこで公正取引委員会に對して、あなたの方の見解はどうであるかと、その意見を求められた場合に、あなたの方の見解はどうでありますか、この際御答弁願います。

○坂根政府委員 これはそのケースによつて十分判断していきたいと思ひますが、よほど慎重に協議を受けまして、なるべくならば、そういうことの新規開業は抑制されないようにという考え方で、もつて処理していきたい、こう考えております。

○小平(久)委員 次に承りますが、これは商工組合と協同組合との関係に、なると思ふのですが、第十七条で商工組合の行ふところの事業が規定されております。もちろん第一の事業としてはいわゆる調整事業、第二項でそのほか経済事業が行ふということ、それから第三として組合協約ができるといふことがあるわけですが、これはつまり第一の調整事業をやらないうで、経済事業あるいは組合協約、これだけを目的とした商工組合というものはあり得ないわけですか、どういふことになつては、商工組合は、第一項によりまして

て調整事業を行なうなければならないといふことになつております。次の事業の全部又は一部を行ふものとする。となつております。それから第二項におきましては「商工組合は、前項の事業のほか、次の事業の全部又は一部を行ふことができる。」といふことになつておりました。商工組合におきましては調整事業をどうしてもやらなければならぬ。しかし経済的な共同事業につきます。これは、これはやってもよろしいといふことになつておるわけでございます。その中で、商工組合は調整事業はどうしてもやらなければならぬ。もしその事態がなくなれば、商工組合は解散なりあるいは協同組合に乗りかへるやうにしなければならぬといふことになつておるわけでございます。

それから組合協約につきましては、これはこの法律にもありますように、調整事業に關してということになつておりますので、やはり調整事業に關しない組合協約といふものは、この法律のバックによるやうな協約はできないことになつておるわけでございます。

○小平(久)委員 この法案からすれば、そういう建前になつておると私も解するのですが、せっかく作つた商工組合——これは先ほど来申し上げておるやうに、もちろん不況要件といふものがなければ組合自体ができない。商工組合といふものはあくまでも調整事業を行ふことが本来の使命なんだ、こういうことではあります、同時にその調整事業が不必要になつたならば、組合を存続しようと思へば、わざわざ協同組合に組織がえをしなければいけないんだ、そういう建前なんです、私は一たん組合を作つた以上は、調整事

業が必要でなくなるならば、調整事業だけは停止しておいて、何もわざわざ組織がえせぬでも、組織は商工組合のままであつて、その他の経済事業を行なつておればよろしいんだ。中小企業組織の強化といふ問題も、これは要するにふだんから組織を強化しておいて、何も不況などに迫り込まれぬやうにやるのが本来の使命でなければならぬ。したがるとこの法案からいふと、早くいへば病氣になつたときの手の措置、臨時の措置なんだ、病氣がなつたら解散しちゃえ、あるいは協同組合に乗りかへる、こういう建前になつておると思ふのです。ですから病氣がなつても依然として二度と再びそういう病氣、すなわち不況などに迫り込まれぬやうに、そのまま組織は組織として、経済事業あるいは団体協約は、この法案では調整事業に關して、もちろん制限しておりますが、むしろふだんでもできるやうに、商工組合そのものは存続しておいても一向差しつかえないんじゃないかといふやうにも考えられるのですが、それをわざわざまた協同組合に組織がえさせるといふのはどういふ趣旨からありますのか。

○川上政府委員 私どもの方としましては、平時の場合におきましては、この協同組合組織が中心でいくべきものではないかといふやうに考えるわけでございます。まして、この商工組合制度といふのは、場合によりましては先ほどもいろいろ問題になりました強制加入の問題とか、あるいはアウトサイダーの規制の問題とかいろいろそういう問題がありますので、やはり病氣になりますときにその病氣をなおす、そうして健康体に回復されるまでの組合制度で

あるべきだといふやうに基本的に考えておりました、もし病氣が回復したならば、これは協同組合組織でいくべきだ、そういう経済的な共同事業を行うのであつたならば、それは協同組合組織でいくべきであるといふやうに基本的に考えておるわけでございます。その際に組合交渉ができるかどうかといふ問題につきましては、現在の協同組合にいたしましては、組合交渉はできることになつておるわけなんです、ただ相手方に対して、応じなければならぬとか、あるいはその勧告を政府の方でやるとか、そういうやうな措置につきましては、平時の場合において組合交渉をする場合に、別に応諾の義務とかあるいは勧告とかいふ措置をとらなくてもいいのじゃないかといふやうな考え方から、こういう組合制度に実はいたしておるわけでございます。

○小平(久)委員 つまりそういう点から、私が冒頭に申したように、この法案は中小企業者の組織に対する基本法だといふやうなことを政府側も説明し、一般もそう受け取つておるのですが、むしろ基本組織といふものは協同組合であつて、この法案にいう商工組合でないやうな印象を僕はどうしても受ける。基本組織といふものは、常ふだんにおいて中小企業界が順調に発展するやうに組織する、その組織が要するに基本的な組織であつて、たまに不況に陥つた、たまたま病氣になつたときにどういふやうにやるかといふことはむしろ臨時的な措置なんです。どうもそこが私には与党ながら実は理解がいかなのですよ。その点もう

く何かの業種につきまして常に不況な状態になっておるわけでございますので、この法律におきましては、平時の場合と、それからそういう過度の競争によつて病氣になっておる場合、両方のその事態に應じてこういう組合組織ができるのだということを実は規定しておるわけでございます。第一条によりまして、この二つの場合に二つの制度ができるということになっておるわけなんですが、第四条におきましては、協同組合組織については現在の中小企業等協同組合法の定めるところによるということになっておるわけです。実は、これは大臣からもお話があつたと思いますが、われわれの方としましては、第四条から以下に、協同組合関係の法律を相当の中に入れるつもりであつたわけでございます。そうしてそういう平時の場合の協同組合組織とこの病床にある場合の商工組合制度の両方を一つの法律の中へまとめまして、これを基本法にするということにしたいと考えていたわけなんです。遺憾ながら協同組合制度につきましては十分な検討ができませんので、この次の機会に実は譲つて、その際に第四条以下にそれを規定しようというふうに考えたわけでございます。

○小平(久)委員　そうすると、この法案は看板だけは基本法だが、肝心の内容、実質の基本は後日に譲つた、と、りあえず病氣の際の対症療法をうたつ

○川上政府委員 必ずしも私はそう考
えないのです。この第四条によりまし
て、この協同組合の問題につきまし
ては現在の中小企業等協同組合法の定め
るところによるといふことにいたして
おりまして、この法律を自己といた
しましては第一条の目的のところでも
あるいは第三条におきまして、一応
協同組合制度もこの中にぶち込んでお
けるわけなんです、ただそれをまか
る全部入れることにつきましてはいろ
いろとまた検討する問題がありました
ので、こゝしは間に合わなかった、こ
の次の機会に譲つたということにいた
しまして、どこまでもこれは基本法だ
といふふうに考えておるわけでござい
ます。

○小平久委員 その点はその程度で
よろしいでしょう。

次に、本法で一番問題になっておる
加入命令の規定の五十五条及び規制命
令の規定の五十六条、この点に關連し
て若干承わりますが、どうもこの五十
五条と五十六条を読んで参りますと、
これはなかなかむずかしくて実はわれ
われにもはつきりとのみ込めない点が
あるのですが、一体加入命令と規制命
令というものは實際問題としてどうい
うふうに使ひ分けをなさるようになる
わけですか。これは加入命令は中小企
業者に対してだけできるようですが、
これは一体どういう使い分けになるの
ですか、その辺を少し市井の商人がわ
かるように一つ御説明をお願いしたいと思
ひます。

十二号 昭和三十三年四月二十五日

業者だけではなくうまくいかな
い、同種の大企業につきましてもこれ
を何とかアウトサイダーの命令を出し
て、中小企業者が作っております組合
の調整規程に従わせなければ困るとい
う場合に限りましては、大企業をこの
中小企業者の組合に強制的に加入させ
るよりも外に置いてその調整規程に従

五十六条というものは同時に行われる、とにかく対象が違うのですから、片方は中小企業者だけ、片方は、規制命令の方は中小企業者以外の者でも出せるわけですね。ですから、同時に行う場合がある、そういうことになりますか、どういうことになりますか。

○川上政府委員　私どもの考えとして

ね。もちろん自主的に調整ができる場合には五十五条いく、しかし五十五条で加入命令を出せるものは中小企業者だけですわね。ところが五十六条の方は、もちろん定款に定められる場合でしょうが、組合員たる資格を有する中小企業者はもちろん含むのだと思うのだが、中小企業者以外のもの、大企業

ぬ、当然そういう場合が想定されると
思うのですが、どうですかそのこと
ろは……。

○川上政府委員 その組合員以外のい
わゆるアウトサイダーに、中小企業者
と大企業者と両方ありまして、その際
にいわゆる組合の調整事業が、自主的
にうまくいくかどうかという問題に
ついては、私は非常に疑問があると考
えられます。従いましてそういう際
には、強制加入の命令を中小企業者
に出し、同時にまたアウトサイダーで
ある大企業に対しては、五十六条の命
令を出すという事は、これはないもの
とわれわれは考えています。

○小平(久)委員 今の説明ちよつとよ
く聞き取れなかったのだが、どうもこ
れはおかしいと思う。それじゃ商工組
合の内部は、なるほどうまくいくかも
しれぬですよ。中小企業者はいれられ
ちゃうのだから、うまくいくかもしれ
ない。しかし中小企業者以外のものが
外部にあつてその調整事業を乱してお
る、こういう場合に、ただし員外者も
組合員たる資格は持っている。定款に
定めてあるから……。どうしてもこれ
を何とかしなければ調整事業はうまく
いかないという場合には、その調整事
業に服させる方途は、第五十六条によ
る以外にはないのです。それはもち
ろん団体交渉というか、組合交渉で
すか、それがあつてもいいが、同時に
発する場合は当然考えられませんか。

○川上政府委員 先ほど申し上げまし
たように、この中小企業者で作ってお
る組合で、それ以外のアウトサイダー、
このアウトサイダーに中小企業者と大
企業の二つがあつたと考えます。その
際には中小企業者のアウトサイダーだ

けを入れましても、この組合の自主的
な調整事業というのはいけません、非常
に困難であるというふうに考えます。
ということ、アウトサイダーである
大企業が外にありまして、非常にこの
組合の調整事業を阻害する限りにおき
ましては、この組合の調整事業は、た
といアウトサイダーである中小企業者
だけを入れましても、自主的な調整事
業はできないだろうというふうに私は
考えますので、強制加入の命令とアウ
トサイダーの命令が、ともに出るとい
うようなことは万ないというふうに考
えております。

○小平委員 それもわかります。今の
長官の説明からするとアウトサイダー
に中小企業者と同時に大企業者ある
いは組合等がある場合においては、加入
命令は出さないのだ。それは初めから
全般をひくくする、要するに員外者
全部をひくくする調整規程でいくの
だ、こう解釈してよろしいのですか。

○川上政府委員 これはアウトサイ
ダーが両方いて、しかもこの組合の調
整に對しましていろいろ妨害なり、あ
るいはそのために調整事業ができない
というような場合においては、さよう
に考えております。

○春日委員 議事進行について、今小
平委員が質問されております問題は、
この法律案の核心に触れての、重要な
事柄にことごとく触れておられると思
うのであります。そこで、私たちがこ
れを聞いておりましたも、肝心の与党
である小平委員でも、質問をしなけれ
ばわからない。なおかつ質問をして
も、これは私正直に言うて、小平さん
を釈然と納得せしめる回答はないと思
う。いうならば、まさにずさんきま

不確定議案と言つてもいいと思う。
私はこの事柄は重大視しなければなら
ぬと思う。私たちは質疑応答を通じ
て、与野党が共同してこの法律の完璧
を期さなければならぬと思う。ところ
がごらんの通り私どもの方では二人、
向うじや一人、こういう状態でこの重
大問題をお互いにこのまま過していつ
てしまふということ、これは消費生活
者の利益とわが国の経済の将来のため
に、私ははなはだ不安にたえないわけ
です。それで、私はほんとうに超党派
な意味において、こういう経済行為の
今後の基準を律していく、いうなら
ば、わが国における画期的な経済法規
がここにできようとしてゐるのです。

政府は基本法だと言ふ。小平さんは、
こんなものは臨時措置法じゃないかと
言う。ことごとくちがはぬなんです。
いうならば、各条章ともほとんど危険
きままる、乱暴きままる法案なん
です。私たちは、実は本日午後から衆
参両院の通産関係の委員と、党におけ
る政策マンが集まつて、この法律案に
對するわが党の態度を、時間をかけて
検討するといふ機会を持つことが予定
されてゐるのであります。今与党と政
府との間の質疑応答をすなおに聞いて
おります。これはことごとく私ども
もは恐怖の念にかり立てられる。実
際問題として、これは川上長官いか
がであります。こういう法律が通つて、
わが国の経済がめっちゃめっちゃにう
なばおもちや箱をひっくり返すよう
な形になつて、責任を感じてあなた
が首を百切つたところで、それは罪
が償われるものではない。私は、私
は、おそろく小平さんも納得できない
と思う。委員長はおそろく不安にたえ

ないと思う。これはほんとうに時間を
かけて、もつとしんみり一条一句――
弁慶は般若心経を一字一句食べて呪
したといふけれども、われわれは、少
くともこの法律案は三十日に採決す
とかなんとかいうむちゃくちゃなこ
とを言わないで、ほんとうにみな聞
いて、与野党も野党もしんみり聞いて、そ
して国家国民のために、われわれがあ
まを犯すことのないようにしなければ
ならぬと思うのです。貴重な御意見
をこういう状態で進めても、私はせつ
かの御意見が意味をなさぬと考えま
すから、とにかく冒頭に申しました通
り、少くとも大臣も出てこなければい
けませんし、それから首藤氏も小笠
も、みな理事者が出てきて、しんみ
りという貴重な意見を伺つて、そして
責任ある判断をしていかなければなら
ぬと思ひますから、どうです本日はこ
の程度で……。

○小平(久)委員 最後に一言。春日委
員からのせつかくの言葉ですが、私
は冒頭に申し上げました通り、これは
なかなか大部の法案であるし、むず
かしい法案でもあるから、一般の商工業
者といふものが理解しやすいように、
市井のほんとうに一介の商人でもわ
かるように、そういう意味で、初めから
お断わりして、その解説を一つお願い
するといふ気持で僕はお尋ねしてい
る。この法案の企図しているところ自
体に、私は反対しているわけではな
い。ただ先ほど来御質問申し上げたの
は、一般の誤解があつてはいけない。
そういう意味で、微に入り細をうが
つてお尋ねをしたわけです。しかし、
せつかく春日委員の御発言もあります
ので、私はまだまだ、今申したような

趣旨においてお尋ねしておいた方がよ
からうと思ふ点が多々ありますが、そ
れらはなお後の機会に譲るといたしま
して、本日はこの程度にいたしたいと
思ひます。

○横井委員長代理 本日はこの程度に
とどめます。
次会は明後二十七日午前十時より開
会することにし、これにて散会いたし
ます。

午後二時一分散会

昭和三十二年五月一日印刷
昭和三十二年五月二日発行
衆議院事務局
印刷者 大蔵省印刷局